



2012 年 4 月 5 日

各 位

会 社 名 イオン九州株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡澤 正章
(J A S D A Q ・ コード 2 6 5 3)
問合せ先
役職・氏名 取締役経営管理本部長
福本 剛史
電話 0 9 2 - 4 4 1 - 0 6 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2012 年 4 月 5 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を 2012 年 5 月 10 日開催予定の第 40 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 現行定款第 2 条につきまして、事業領域の拡大に対応するため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 現行定款第 12 条、第 35 条及び第 37 条につきまして、当社の親会社であるイオン株式会社の事業年度の末日が毎年 2 月末日であることを勘案し、効率的な業務執行を行うため、当社の事業年度を毎年 2 月 21 日から翌年 2 月 20 日までの 1 年間から、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年間に変更いたします。また、事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2012 年 5 月 10 日
定款変更の効力発生日	2012 年 5 月 10 日

以 上

別紙

(下線部が変更箇所であります)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
1. ~ 8. (条文省略)	1. ~ 8. (現行どおり)
(新設)	9. <u>カタログによる通信販売業</u>
(新設)	10. <u>通信機器の販売ならびに電気通信回線利用の募集およびその利用権促進に関する代理業</u>
(新設)	11. <u>コンピューターシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の受託ならびに文書、磁気テープ等のファイリング分類業務、事務用書類のコピー業務、文書作成・発送代行、ならびに原価計算・仕訳、決算書等の会計・経理処理の請負</u>
(新設)	12. <u>インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守</u>
9. ~ 11. (条文省略)	13. ~ 15. (現行どおり)
(新設)	16. <u>フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の経営指導</u>
12. ~ 13. (条文省略)	17. ~ 18 (現行どおり)
(新設)	19. <u>物流センターの管理・運営および物流業務の受託ならびに物流情報の収集処理業務</u>
14. (条文省略)	20 (現行どおり)
(新設)	21. <u>結婚相談および冠婚葬祭に関する情報の提供ならびに仲介斡旋</u>
15. ~ 19. (条文省略)	22. ~ 26. (現行どおり)
20. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具販売事業	27. <u>介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具貸与事業</u>
21. (条文省略)	28. (現行どおり)
第3条 ~ 第11条 (条文省略)	第3条 ~ 第11条 (現行どおり)
第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年2月20日</u> とする。	第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年2月末日</u> とする。
第13条 ~ 第34条 (条文省略)	第13条 ~ 第34条 (現行どおり)
第35条 当会社の事業年度は、毎年 <u>2月21日</u> から翌年 <u>2月20日</u> までの1年とし、事業年度末日を決算期とする	第35条 当会社の事業年度は、毎年 <u>3月1日</u> から翌年 <u>2月末日</u> までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。
第36条 (条文省略)	第36条 (現行どおり)
第37条 当会社の期末剰余金配当基準日は、毎年 <u>2月20日</u> とする。未払の配当金には、利息を付さないものとする。	第37条 当会社の期末剰余金配当基準日は、毎年 <u>2月末日</u> とする。未払の配当金には、利息を付さないものとする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、 <u>毎年8月20日</u> とする	2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 <u>8月31日</u> とする
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
第38条 (条文省略)	第38条 (現行どおり)
	附則
	<u>第35条の規定にかかわらず、第41期事業年度は2012年2月21日から2013年2月28日までとする。</u>
	<u>また、第37条第2項の規定にかかわらず、第41期事業年度の中間配当の基準日は、8月20日とする。</u>
	<u>本附則は、第41期事業年度経過後、これを削除する。</u>